

公 告

市営東高室地区土地改良事業（農山漁村地域整備交付金（農業基盤整備促進事業））の計画変更をしたいから、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第2項の規定により、下記事項を記載した書類とともにこの旨を公告する。

なお、この土地改良事業（農山漁村地域整備交付金（農業基盤整備促進事業））の計画変更により新たにこの事業の施行に係る地域となるべき地域内にある農用地の所有者のうち、その農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まない者、又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者であって、その農用地又は農用地以外の土地についてこの事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和8年1月20日までに加西市農業委員会に申し出られたい。

また、この土地改良事業の施行に係る地域内の土地がこの事業の工事完了の公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときはその示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する以前に知事が年度を指定する場合にあっては当該指定に係る年度）から起算して8年を経過しない間に、当該土地を当該土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（以下「目的外用途」という。）に供するため、所有権の移転又は当該土地を自ら目的外用途に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、加西市土地改良事業等分担金徴収条例の定めるところにより土地改良法第3条に規定する資格を有する者から、この事業につき市が県から交付を受けた補助金及び市が負担した額の合計額を当該目的外用途に係る土地の面積に応じて割り振って得られる額の範囲内で特別徴収金を徴収する。

令和8年1月5日

加西市長 高橋 晴彦



記

- 1 土地改良事業変更計画概要書
- 2 加西市土地改良事業等分担金徴収条例
- 3 公告期間 令和8年1月5日から令和8年1月13日